

Light Up Rotary

第2780地区
大磯ロータリークラブ



2014～2015年度RI会長
ゲイリー・C. K. ホアン

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

★事務所：神奈川県中郡大磯町国府本郷546大磯プリンスホテル内 TEL：0463-61-1111(木) TEL/FAX：0463-36-2255

★例会：毎週木曜日 12:30～13:30 大磯プリンスホテル TEL：0463-61-1111 FAX：0463-61-6281

会長 守屋 紀忠

会長エレクト 片野 一雄

幹事 原 千明

第2295回 例会 平成26年9月4日 (晴) No.9

■司会：大藤 勉

■点鐘：守屋 紀忠

■合唱：君が代・奉仕の理想

◇プログラム・9月11日：大藤 勉さん・9月18日：夜間例会、新会員歓迎会・9月25日：加藤がバナー補佐

◇出席報告

例会	会員数	出席数	出席率	メークアップ	修正出席率
2295回	19(17)	11	64.71%	—	—
2293回	19(17)	12	70.59%	—	—

◇欠席者(6名) 小林、宮澤、石山、
太田さん

◇メークアップ(0名)

◇会長報告

守屋 紀忠会長

・タウンニュースなどに今年のダイヤモンド富士(太陽が富士山の頂上で指輪のダイヤモンドのように輝いて見える現象)が見られるカレンダー(今日か明日)が出ていたのですが、長雨で見えないようで残念ですね。



今気をつけなければならないのは「デング熱」です。東京の代々木公園付近を中心に、蚊に刺されることで数日後に高熱が出るということです。一週間くらいで治るようですが、

刺された人が全国に広がっています。特に代々木公園は色んな催しが開かれるところですので、全国に広がる=今のところ50名程=ようです。付近に行かれる人は気をつけて下さい。

・海外では「エボラ出血熱」が猛威をふるっています。

・例会後モロキニにて理事会を開催します。

◇幹事報告

原 千明幹事

1. 回覧：
 - ・広島土砂災害義援金のお願(一人500円) クラブより1万円献金します。
 - ・「第1回地域アクターズ・ミーティング」への出席のお願い
 - ・「ロータリーの友」英語版
 - ・例会変更：寒川RC
 - ・週報：志木RC 2059～2061回
2. 東京江東RCからのロータリーを良くするためのアンケート、8/31回答しました。
3. 最新の会員名簿配布します。



◇委員会報告

☆スマイルボックス

笹尾 政儀さん

・守屋 紀忠さん：原卓さん、卓話よろしく願います。

・河本 親秀さん：原卓さん 卓話楽しみにしています。

・百瀬 恵美子さん：原卓さん卓話楽しみです。

・原 卓さん：みなさまご無沙汰しております

本日は、卓話よろしく願います。



☆片野一雄米山奨学委員：

米山カウンセラーセミナー報告

8/29に百瀬財団委員長と共に出席しました。色々お話がありましたが、近頃寄付が少なくなっていて、地区内の30クラブが一人当たり2万円以下である事。一方若い人達が熱心に寄付をしているとの事でありました。ロータリーはR財団と米山が大看板であるので宜しくお願したいと言うことでした。

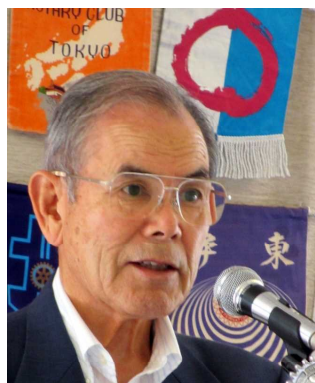


☆新宅文雄さん：

1. 先週木曜日、河本さんと一緒にIMの資料、資金等一切を平塚北クラブに引き継ぎを行いました。二宮RCと共同ホストでしたので、昨日二宮を訪問、残念ながら例会出席出来なかったのも、資料のコピー等纏めて事務局の古澤さんに手渡ししてきました。

2. IMで語り部をして頂いた鈴木利夫さんから報告DVDを受け取ったお礼状が参りました。

3. いわき鹿島RCからIM出頂いた寄付金を元に地区のセーブ・ザ・チルドレン補助金を使ってチャイルドハウス・ふくまるにベビーベッドや事務備品を寄付した旨の報告書(補助金申請書コピー=第8グループIM寄付金+クラブ資金14万円+補助金84万

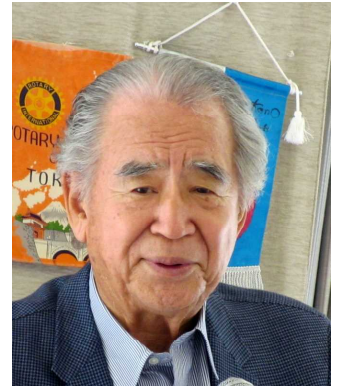


円、合計98万円=を添付して)を送ってこられました。

☆齋藤正淳さん：

1. 医療費の西高東低の話補遺

先週お話しした医療費の西高東低の新聞切り抜きをお配りします。これを見るとわかりますように1番高知県、2番山口県、3番広島県、4番大分県。上から見て行くと10番目に北海道がありますが、これは例外で、22番に初めて東日本の秋田県。それから下はずっと東日本で、誰が見ても、素人が見ても西日本の平均値が東日本よりも高い事ははっきりしています。



この解釈は色々あります。先週私が申したのは医者仲間で非公式に取りざたされている解釈。この新聞にも評論家が公式に言っていますが、日本医師会の解釈が非常に面白い。医師会としてはどの医者が悪い、どちらが儲け過ぎていると言わせる訳には行かないので、このような解釈をしている：幕末の維新戦争に始まって、西の方の薩摩と長州が江戸幕府を管理した。そして新しい医療制度を創るために医学校を西に偏重して沢山造った。その為西の方に医者が多い、そして皆が喰って行けるように稼ぐからこのようになったという=

2. 今朝日新聞が誤報記事(従軍慰安婦問題)で大変なことになっていますが、これは又次の機会に話します。朝日新聞の大失態。朝日新聞が潰れるのではないか・・・。

3. スコットランドの独立を決める住民投票 この9月15日にスコットランドが独立するかどうか住民投票があります。この結果が分かるのは20日くらいです。

私は25年くらい前にスコットランドへ一週間旅行したことがあります。ネス湖から奥に入った溪谷にスコットランドの博物館があります。荒野の真っ直中に博物館だけがあります。この博物館は如何にしてスコットランドは独立を喪ったかを客に見せるところです。如何にイングランドは悪い事をしたか。我々日本人はイングランドとスコットランドは兄弟みたいに思っています。イングランドはプロテスタント、スコットランドはカソリックが多い。スコットランドはカソリックが多いフランスに援助を求め、イングランドはそれが怪しからんと攻めてくる。あ

る時大決戦が行われ、そして休戦協定を結ぶ会の時にイングランド軍が来て休んでいるスコットランド軍人を皆殺しにした。その殺戮の状況が絵になっている。本当に残酷で、説明する人が本当に口惜しくて仕方がないと言う話しぶりでした。

私達がこの二つは兄弟みたいな国と思っていたが、実はそれほど厳しい間柄だと知りました。今度の結果どうなりますか？今のところスコットランド女王とイングランド女王はエリザベス女王が兼任していますが、2世紀前まではそうではなかった。今回の結果ではイギリスが空中分解するかも知れない。今の正式名称は大ブリテン王国＝イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド連合王国＝この4つの中から一つが抜けるわけなので、その結果を皆さん興味を以て見て下さい。

◇ 卓 話

◆◆◆近年の税制に関して◆◆◆

原 卓さん



Ⅰ. 近年の税制に関して

まずは、皆様たいへんご無沙汰をしております。例会になかなか出席できず、誠に申し訳ございません。1年ぶりに卓話の機会をいただきましたが、前回お話ししたことの続きといたしますか、やはり職業上のテーマを今回もお話したいと思っております。皆様も興味をお持ちになったり、あるいは新聞等で必ず目に入ってくると思いますが、「消費税の増税」、「相続税の増税」、「所得税の実質的な増税」など増税という言葉をよく聞くとお思います。そういった近況を鑑みて、今回のテーマは「近年の税制に関して」をお話ししようと思っております。中でも私たちに直結するであろう所得税、それと関係する法人税に関してお話ししようと思っております。ただ、税制に関して

課税所得や税率についてのみのお話では退屈なものになってしまうかもしれないので、近年ご依頼いただいた案件を例にして、税額や課税所得の違い等を私なりにまとめようかと思っております。

前回も前置きとして言いましたが、仕事に対する考え方や税というものの捉え方は人それぞれだと思います。あくまで主観的な意見、こういう考え方もあるのだなという感覚で、ご参考に聞いていただければと思っております。

Ⅱ. 所得税

最初に所得税に関して話をしようと思っております。所得税とは年間の所得に対して課税される税金と言えます。具体的には給与所得や年金所得、事業所得などの個人の所得に課税される税金です。毎年12月末に法人が行う年末調整や確定申告により税額を確定することとなっています。本来は国民全員が確定申告をして年間所得を確定し納税をすればよいのですが、膨大な事務作業等で税務署（国）も対応できないであろうため、会社が代理で社員の税金を確定してあげる年末調整という制度が確立しております。したがって年度の途中で退職したり等で、年末調整ができない給与所得者は確定申告をして税額を確定することとなっています。その所得税ですが、まずは税率に関して近年の様子をご説明します。

所得税は累進課税制度となっているので、所得の金額により税率が変わります。近年の税率の推移は次の通りです。

平成11年以降、所得330万円以下は10%、900万円以下は20%、1800万円以下は30%、1800万円超は37%でした。現在（平成26年まで）は、所得195万円以下は5%、330万円以下は10%、695万円以下は20%、900万円以下は23%、1800万円以下は33%、1800万円超は40%と改正前と比較して増加しております。また、平成27年以降は、1800万円以下までは現在と同じで、1800万円超、4000万円以下が40%、4000円万円超は45%と高所得に対しては増税というかたちになっております。また、平成25年より、復興特別所得税が課税され、基準所得税額に対して2.1%が加算されることとなりました。

また、多くの人々は給与により収入を得ています。この給与収入には給与所得控除という控除があり、収入からこの給与所得控除を差し引いて所得を計算することができます。この給与所得控除も近年控除が縮小

しています。平成24年までは給与収入1000万円超の場合は、一定の計算で上限はなく控除が存在しました。平成25年には給与収入が1500万円を超えると給与所得控除はなくなりました(245万円が上限)。平成28年には給与収入が1200万円(230万円が上限)、平成29年には給与収入が1000万円(220万円が上限)を上限とする見通しです。

一方で、不動産や事業(営業)等で収入を得ている個人は収入から必要経費を差し引いて所得を計算します。これには青色申告制度というのがあり、給与所得控除のように(性質は当然違うものですが)青色申告控除という控除が存在します。この控除は要件によって10万円か65万円の控除が適用されます。ただし所得がいくらであってもこの2種類しか存在しません。



Ⅲ. 法人税

法人とは、自然人以外で、法律によって「人」とされているものをいいます。「人」とは、法律的には、権利義務の主体たる資格(権利能力)を認められた存在をいいます。つまり法人は、自然人以外で、権利能力を認められた存在ということになるでしょう。

この法人が得た利益(所得)に課税される税金を法人税といいます。

つまり、法人は収入から経費として給料を個人に支払い、その他の経費を差し引いて法人の所得を計算し、課税されます。また、法人は法人税を納付した後の利益から、株主に対して配当を支払うという仕組みにもなっています。ここで個人に焦点を当てて考えると、例えば、給与所得者と株主が同じ個人であった場合、給与は個人の所得であり同時に法人の経費となります。一方で配当は個人の所得となりますが法人の経費とはなりません(いわゆる2重課税とよくいわれます)。しかしながら、先ほど話した通り、法人とは別人格なので個人と法人をそもそも一緒に考えるべきではない

でしょう。

また、法人が個人に対して支払うべきもの(経費となるもの)は給与以外にもあります。代表的なものとしては退職金(慰労金等含む)、御祝、弔慰金や福利厚生などが挙げられます。

これまでに出てきた「経費」という点でも法人と個人では違う捉え方になるものもあります。代表的なもので言うと、生命保険はそれに当たるかと思えます。法人は生命保険をかけることが可能です。ただし法人に「死亡」という概念は当然ないため、掛金と保険金の受取は法人、被保険者は役員及び従業員というかたちになります。法人税法の規定上ですが、掛金が経費になる保険も存在します。一方で、個人で生命保険をかけると、通常は経費にはなりません。一定額を限度として所得控除として控除の対象となります。

Ⅳ. 法人税と所得税の実務

さて、所得税と法人税に関して何点か話をしてきましたが、なぜ法人税と所得税に関して説明をしてきたかと言うと、やはり実務的には、税額を比較したり、運営上、個人事業が良いのか、法人事業が良いのか、クライアントからの相談が非常に多いからです。

次に実例を挙げて税額等の比較をしてみたいと思います。

<実例・金額等はわかりやすく変えてあります>

- ①業種 不動産貸付業 個人で購入するか、法人で購入するか
- ②不動産収入 4800万円(年間)
- ③減価償却費 1000万円(年間)
- ④固定資産税 750万円(年間)
- ⑤その他経費 200万円(年間)
- ⑥借入金返済 1200万円(年間)
- ⑦支払利息 380万円
- ⑧資本金 100万円

上記条件のもと、簡易的に計算をしてみると下記ののような結果になります。

最初に「個人で購入し所得を計算した場合」の税額の合計は 10,276,600 円となり、内訳として所得税 6,812,100 円 住民税 2,374,500 円 事業税 1,090,000 円となります。

個人事業では、収入ー経費＝所得となり、所得に対して所得税等(住民税、事業税)がかかります。

一方で「法人で購入し所得を計算した場合」の税額の合計は 5,407,100 円となります。

法人運営の場合には、収入ー経費(給与や生命保険掛金を含む)＝所得となり、所得に対して法人税等(法

人住民税、法人事業税)がかかります。加えて、2人に給与を支給しておりますので、それぞれの個人に所得税がかかります。また、経費の中に生命保険料を追加退職金の積立や保障を同時にしております。税額の内訳は給与所得者①の所得税・住民税 3,507,600円、給与所得者②の所得税・住民税 176,600円、法人の法人税・住民税・事業税 1,722,900円 となります(給与所得控除は332万円)。

従って、「法人で購入し所得を計算した場合」の税額は「個人で購入し所得を計算した場合」の税額と比較すると、1年間で4,869,500円納税額が減るという結果になりました。

この減少額を10年間で考えてみると、実に4800万円以上の納税額が減ることがわかります。

また、個人で所有している場合はその個人の収入にしかありませんが、法人で所有している場合はそこで従事する者に給与を出すことができます。従って法人の場合は給与を出す相手を選ぶことができると言えるでしょう。

同様に、個人で所有している場合はその収益物件を売却するか相続しない限り、他人に渡すことはできませんが、法人で所有している場合は出資された株式が異動することにより法人のオーナーが変わるので、その収益物件を売却や相続する必要はありません。

このように、税額のみならず、今後の運営の形態や相続を考えてこのクライアントにとっては法人での運用が良いのではないかという結論に至りました。実際は収入や経費以外にキャッシュフローや個別詳細、その後の収益物件の評価等あらゆる方向から税額の検証、法律上の検証を行っております。また、平成26年4月1日現在の税法を基に簡易計算で税額を計算していることをご了承ください。



V. 近況

最近ではこのような税金を比較すると同時に相続問題や後継者選び、運営の相談を受けることが非常に多いです。今後も法人税、所得税等様々な税制は頻繁に改正があると予測されます。とは言え、皆様は是非とも税額の多寡だけにとらわれず、様々なことを考慮に入れ、よりよい選択をしてください。本日の卓話は以上です。ありがとうございました。